

第2号様式

知能犯指定捜査員運用要綱の一部改正について（概要）

（令和4年3月22日 鹿捜二第20号）

本通達は、別添要綱において、知能犯捜査の技能向上を図り、併せて捜査体制の確立及び捜査基盤の強化に資するため、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 目的
- 対象事件
- 指定捜査員の種類及び要件
- 指定捜査員の推薦、指定等
- 指定捜査員の派遣

等である。